

第85回

定時株主総会招集ご通知

開催情報

日時：2026年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所：東京都大田区池上一丁目2番1号
朗峰会館（4階朗峰の間）

目次

第85回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
議案 取締役9名選任の件	
事業報告	18
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の株式に関する事項	
3. 会社役員に関する事項	
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告書	45

証券コード 6771
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都大田区池上五丁目6番16号
池上通信機株式會社
代表取締役社長 清 森 洋 祐

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「第85回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ikegami.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所(東証)のウェブサイト
にも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
にアクセスして、銘柄名(池上通信機)または証券コード「6771」を入力・検索し、
「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」をご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い
申し上げます。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2026年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場所 東京都大田区池上一丁目2番1号
朗峰会館（4階朗峰の間）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 (1) 第85期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第85期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
議案

取締役9名選任の件

以上

◆株主総会資料の電子提供制度に関するご案内

株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、当社は、本年の株主総会について、株主様の混乱を避けるため、従来どおり株主総会資料を書面でお届けいたしました。

なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。これらの事項は、「第85回定時株主総会招集ご通知【電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項】」に掲載しております。

当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ① 事業報告 : 会計監査人に関する事項、会社の体制及び方針
- ② 連結計算書類 : 連結注記表
- ③ 計算書類 : 個別注記表

次回以降につきましては、開催案内等法令に定める事項を除き書面による提供を取りやめることもございますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

次回以後の株主総会についても書面による株主総会資料の提供を希望される株主様で、書面交付請求のお手続きをお済ませでない株主様は、次回の議決権基準日（2027年3月31日）までに当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）またはお取引の証券会社等で書面交付請求のお手続きを行っていただきますようお願いいたします。

◆電子提供措置事項の修正について

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

◆お体が不自由または障がいのある株主様へ

- ・車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合には、受付時にお申し出ください。

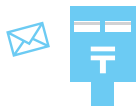
◇議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使できます。



株主総会への出席

- 1.お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本冊子「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 2.代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- 3.株主様ではないご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は総会会場にご入場できませんので、ご注意ください。



郵送による議決権行使

- 1.同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2026年6月25日（木曜日）午後5時40分までに**到着するようご返送ください。
- 2.書面による議決権行使書における議案に賛否の記載が無い場合の取扱いについては「賛」の表示があったものとして取扱わせていただきます。



電磁的方法（インターネット）による議決権行使

- 1.インターネットにより議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、**2026年6月25日（木曜日）午後5時40分までに**議決権を行使ください。

詳細につきましては、後記4頁から5頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧くださいますようお願い申し上げます。

- 2.インターネットと議決権行使書双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- 3.インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、**2026年6月25日（木曜日）の午後5時40分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコード
でのログインができない場合には、4頁に記載の2.（1）パソコンによる方法にて議決権
行使を行ってください。
※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議
決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を
有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役9名選任の件

取締役9名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は以下のとおりです。

取締役候補者一覧

候補者 番 号	氏 名					現在の当社における地位および担当
1	再 任	きよ 清	もり 森	よう 洋	すけ 祐	代表取締役社長 最高経営責任者
2	再 任	あお 青	き 木	たか 隆	あき 明	取締役 社長補佐 総務、法務、人事、経理、情報システム、DX推進、ESG経営推進担当 専務執行役員 経営管理本部長
3	再 任	こ 小	じま 島		むつみ 睦	取締役 技術・開発・知的財産戦略、生産・調達担当 常務執行役員 システムセンター担当
4	再 任	しの 篠	だ 田	ひろ 広	し 司	取締役 営業・マーケティング、CS推進担当 上席執行役員 営業・マーケティング本部長
5	再 任	あら 荒	かわ 川		じゅん 潤	取締役 経営戦略、IR、広報、秘書担当 上席執行役員 社長室長
6	再 任 社外 独立	なが 永	い 井	けん 研	じ 二	社外取締役
7	再 任 社外 独立	すすき 薄	だ 田	けん 賢	じ 二	社外取締役
8	再 任 社外 独立	やす 安	だ 田	あき 明	よ 代	社外取締役
9	再 任 社外 独立	あき 秋	つ 津	かつ 勝	ひこ 彦	社外取締役

- (注) 1.当社は、社外取締役・社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役・社外監査役との間で、損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めており、永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏と責任限定契約を締結しています。
- 永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏が再任された場合、当社は各氏との間で上記契約を継続する予定です。また、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、独立性を有していると判断できる場合には、東京証券取引所に対し、独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

1 きよもり ようすけ 清森 洋祐 (1952年7月14日生)

再 任

略歴、地位、担当

1976年 4 月	東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社	2010年 5 月	専務取締役就任
2008年 6 月	当社入社	2010年 5 月	全社経営統括兼営業・マーケティング担当
2008年 6 月	取締役就任	2011年 6 月	取締役副社長就任
2008年10月	経営戦略統括部・GF事業推進担当	2011年 6 月	社長補佐、経営執行統括、グループ会社経営統括、営業担当
2009年 6 月	常務取締役就任	2012年10月	代表取締役社長 最高経営責任者就任（現任）
2009年 6 月	営業・マーケティング、経営戦略担当		



所有する当社の株式の数
27,900株

取締役在任年数
18年

取締役会出席状況
14/14回

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

清森洋祐氏は、2012年10月に当社代表取締役社長に就任以来、当社の更なる成長・発展と、全てのステークホルダーに貢献する真の企業価値創造へ向けて強いリーダーシップを発揮し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の成長・発展を実現し、資本コストと株価を意識した経営の推進など、更なる企業価値向上を目指すにあたり、経営者としての知見と強いリーダーシップが当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

清森洋祐氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2 あお き たかあき 青木 隆明 (1961年12月1日生)

再 任

略歴、地位、担当

1984年 4 月	当社入社	2015年 4 月	上席執行役員経営管理本部長兼 社長室長
2005年 4 月	放送通信事業本部放送システム 営業第二部門長	2020年 6 月	常務取締役就任 社長補佐、コーポレート部門統 括担当、常務執行役員経営管理 本部長
2008年 4 月	経営戦略統括部経営戦略部長	2022年 6 月	社長補佐、コーポレート部門統 括、DX推進、ESG経営推進担当 常務執行役員 経営管理本部長
2012年 4 月	経営管理本部長	2025年 6 月	社長補佐 総務、法務、人事、 経理、情報システム、DX推進、 ESG経営推進担当 専務執行役 員 経営管理本部長（現任）
2013年 4 月	執行役員経営管理本部長		
2014年 6 月	取締役就任（現任） 経営戦略、人材開発、人事勤 労、総務、経理、営業担当、上 席執行役員経営管理本部長		



所有する当社の株式の数
21,200株

取締役在任年数
12年

取締役会出席状況
14/14回

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

青木隆明氏は、長年にわたり営業業務および経営管理業務に従事し、そこで得た豊富な経験と知見を活かし、2014年6月に取締役就任以後も、働き方改革の他、DXの推進、持続可能な企業価値向上を目指したESG経営、人的資本経営の推進など、当社のコーポレート機能強化を指揮し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と、持続可能な企業価値向上を目指すにあたり、その豊富な経験と知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

青木隆明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3 こじま むつみ 小島 睦 (1959年7月22日生)

再 任

略歴、地位、担当

1983年 4 月	東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社	2020年 6 月	常務取締役就任 社長補佐、技術・生産・調達部門統括担当、常務執行役員システムセンター長
2016年 4 月	当社入社 生産調達統括本部付 主席技監		
2017年 4 月	執行役員生産調達統括本部システムセンター長	2024年 4 月	社長補佐、技術・開発・知的財産戦略、生産・調達統括担当 常務執行役員
2018年 6 月	取締役就任（現任） 生産・調達担当、上席執行役員 システムセンター長	2025年 6 月	技術・開発・知的財産戦略、生産・調達担当 常務執行役員 システムセンター担当（現任）

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

小島睦氏は、長年にわたり、(株)東芝において技術・製品開発業務に従事するとともに、東芝放送ネットワークエンジニアリング(株)代表取締役社長を歴任されるなど、幅広い技術の知見と、経営に関する経験を有しており、2018年6月に当社取締役就任以後も、技術・開発、知的財産、生産、調達の責任者として、サプライチェーンマネジメントの強化、生産効率改善はもちろん当社の技術力・開発力強化、知的財産戦略を指揮するなど、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と、企業価値向上を図るために欠かせない技術力・開発力の強化を目指すにあたり、その幅広い技術の知見と経営者としての経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

小島睦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
11,200株

取締役在任年数
8年

取締役会出席状況
14/14回

4 しのだ ひろし 篠田 広司 (1962年5月9日生)

再 任

略歴、地位、担当

1985年 4 月	当社入社	2021年 4 月	営業、CS推進担当 上席執行役員 営業本部長
2008年 4 月	放送通信事業本部放送システム第一部門長	2023年 4 月	営業、CS推進担当 上席執行役員 営業・マーケティング本部長
2013年 4 月	営業本部副本部長	2023年 6 月	営業・マーケティング、CS推進担当 上席執行役員 営業・マーケティング本部長 (現任)
2016年 4 月	執行役員営業本部長		
2020年 6 月	取締役就任 (現任) 営業担当、上席執行役員営業本部長		

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

篠田広司氏は、当社に入社以来、長年にわたり営業業務を担当し、2020年6月に当社取締役就任以後も、上席執行役員営業・マーケティング本部長として、当社が展開する各事業の販売力の強化、促進と、CS（顧客満足）活動の展開を通じた顧客との関係強化および市場の潜在ニーズの深耕を指揮するなど、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と企業価値向上を目指すにあたり、これまで競合他社との市場競争の最前線で培われた豊富な経験と知見が、当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者とししました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

篠田広司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
11,100株

取締役在任年数
6年

取締役会出席状況
14/14回

5 あらかわ じゅん
荒川 潤 (1978年10月31日生)

再 任

略歴、地位、担当

2001年4月 当社入社
2018年4月 社長室経営戦略部長
2019年4月 社長室経営戦略部長 兼 営業本部海外イメージソリューション営業部長
2022年4月 社長室副室長 兼 経営戦略部長
2023年4月 執行役員社長室長 兼 経営戦略部長

2025年6月 取締役就任（現任）
経営戦略、IR、広報、秘書担当
上席執行役員 社長室長（現任）



所有する当社の株式の数
3,500株

取締役在任年数
1年

取締役会出席状況
14/14回

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

荒川潤氏は、当社に入社以来、国内外の営業業務および経営戦略業務を担当し、2025年6月に当社取締役就任以後も、上席執行役員社長室長として、当社の事業戦略およびIR・広報戦略の立案、推進を指揮し、各事業の成長・発展に尽力しております。

このことから、当社のより一層の経営基盤強化と企業価値向上を目指すにあたり、これまで培われた国内外の市場に精通した経験と経営戦略に関する知見が、当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

荒川潤氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

6 なが い けん じ
永井 研二 (1948年8月24日生)

再 任 社外取締役 独立役員

略歴、地位、担当

1973年 4 月	日本放送協会入局	2012年 6 月	(株)NHKアイテック代表取締役社長
2001年 6 月	技術局送信技術センター長	2015年 7 月	(株)イマジカ・ロボットホールディングス〔現 (株)IMAGICA GROUP〕特別顧問
2003年 6 月	技術局計画部長	2015年 7 月	日本電気(株)顧問
2005年 4 月	技術局長	2018年 6 月	当社社外取締役就任（現任）
2006年 6 月	(株)放送衛星システム代表取締役社長		
2008年 2 月	日本放送協会理事		
2009年10月	専務理事・技師長		

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

永井研二氏は、日本放送協会入局後、放送に関わる技術職に長年携わり、専務理事技師長を歴任し、2018年6月に当社社外取締役就任以後、放送技術に関する高度な知見と、経営者としての豊富な経験を活かし、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、経営者としての豊富な経験に基づくコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め経営全般に対する提言に加え、放送関連技術に関する幅広い知見を活かし技術力強化の取組みへの助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

永井研二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
8年

取締役会出席状況
14/14回

7 すすきだ けん じ
薄田 賢二 (1955年 1月10日生)

再 任 社外取締役 独立役員

略歴、地位、担当

1977年 4 月	(株)不二越入社	2014年 2 月	同社常務取締役 経営企画部長
2000年 3 月	同社東日本支社 業務部長	2017年 2 月	同社代表取締役社長
2005年 7 月	同社経営企画部長	2019年 2 月	同社特別顧問
2010年 2 月	同社取締役 経営企画部長	2019年 6 月	当社社外取締役就任 (現任)

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

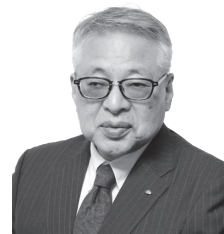
◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

薄田賢二氏は、(株)不二越に入社後、長年にわたり経営企画に携わり、同社の代表取締役社長を歴任し、2019年6月に当社社外取締役就任以後、経営者としての豊富な経験と知見を活かし、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、機械メーカーの経営者としての豊富な経験をもとに、コーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社の更なる企業価値向上に資する発言や、経営企画に関する幅広い知見を活かした当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けた的確な助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

薄田賢二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
7年

取締役会出席状況
14/14回

8

やす だ

あき よ

安田

明代

(1975年12月10日生)

再

任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当

2004年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 光和総合法律事務所入所	2019年 2 月	寺本法律会計事務所入所（パートナー）（現任）
2016年 6 月	シナネンホールディングス(株)補欠 取締役（監査等委員）（現任）	2019年 6 月	当社社外取締役就任（現任）
2017年 7 月	新樹法律事務所入所（パートナー）	2023年 3 月	中野冷機(株) 社外監査役就任
2018年10月	民事調停官（非常勤裁判官）		

◇重要な兼職の状況

寺本法律会計事務所弁護士（パートナー）

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

安田明代氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士を現任されており、2019年6月に当社社外取締役就任以後、法曹としての知識と経験を活かし、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの視点も含め、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、弁護士としての豊富な経験と専門的見地より、特にコンプライアンス遵守やコーポレート・ガバナンスの強化を中心に、当社の企業価値向上へ向けた経営課題についての指摘や助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

安田明代氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
7年

取締役会出席状況
14/14回

9 あき つ かつひこ
秋津 勝彦 (1956年6月5日生)

再 任 社外取締役 独立役員

略歴、地位、担当

1979年 4 月	日本電気(株) 入社	2019年 6 月	同社取締役 特別顧問
1997年 7 月	同社企画部 調査担当部長	2020年 6 月	当社社外取締役就任 (現任)
2004年 4 月	同社社会インフラソリューション 企画本部長		
2012年 4 月	日本アビオニクス(株) 顧問		
2012年 6 月	同社代表取締役執行役員社長		

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

秋津勝彦氏は、日本電気(株)に入社後、長年にわたり事業、経営の企画業務に携わり、その後、日本アビオニクス(株)の代表取締役執行役員社長を歴任し、2020年6月に当社社外取締役就任以後、電気機器メーカーの経営者としての豊富な経験と知見を活かし、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、電気機器メーカーの経営者としての豊富な経験と知見を活かし、コーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社の更なる企業価値向上に資する発言や、経営企画に関する幅広い知見を活かした当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けた的確な助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

秋津勝彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
6年

取締役会出席状況
14/14回

《ご参考１》取締役および監査役のスキル・専門的知見

本定時株主総会において、議案が承認可決された場合の各取締役、各監査役の代表的なスキル・専門的知見は以下のとおりであります。

	氏名	役職	在任年数	企業経営 経営戦略	マーケティング 業界経験	海外 事業	法務 コンプライ アンス	研究開発 製造	人材開発 人事・労務	財務・ 会計
取締役	清森 洋祐	代表取締役社長	18年	◆	◆		◆			◆
	青木 隆明	取締役	12年	◆			◆		◆	◆
	小島 睦	取締役	8年	◆				◆		◆
	篠田 広司	取締役	6年	◆	◆	◆				
	荒川 潤	取締役	1年	◆		◆				◆
	永井 研二	社外取締役	8年	◆		◆		◆		
	薄田 賢二	社外取締役	7年	◆	◆		◆		◆	
	安田 明代	社外取締役	7年				◆		◆	
	秋津 勝彦	社外取締役	6年	◆	◆		◆		◆	
監査役	小原 信恒	常勤監査役	6年			◆	◆			◆
	渡辺 敏治	社外監査役	10年	◆	◆		◆			
	川口 潮	社外監査役	5年			◆	◆		◆	

各人が有するスキル等のうち主なものの最大４つに◆印をつけています。

《ご参考 2》社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下、社外役員という）または社外役員候補者の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

1. 当社および当社の子会社（以下、当社グループという）の業務執行者*¹または就任前10年間ににおいて当社グループの業務執行者であった者
* 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。
2. 当社グループの主要な取引先*²または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者
* 2 主要な取引先とは、①当社グループとの取引において、事業年度における取引高が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える取引先②当社グループが借入を行っている金融機関グループ（シンジケート含む）であって、事業年度末における当社グループの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう。
3. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
4. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している会社の業務執行者
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額*³の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
* 3 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
7. 当社グループから多額*⁴の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の業務執行者
* 4 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
8. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わず）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
9. 現在および過去3年間ににおいて、上記2～8に該当していた者
10. 上記1～9に該当する者の配偶者または二親等以内の親族

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米国の通商政策による影響が一部に残るものの、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復が続きました。

一方、世界経済は緩やかな持ち直しが続く中で一部地域に弱さがみられるほか、中東情勢の緊迫化や金融資本市場の変動、米国の政策動向による影響等から、先行き不透明な状況が続きました。

このような事業環境のもと、当社グループの当連結会計年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

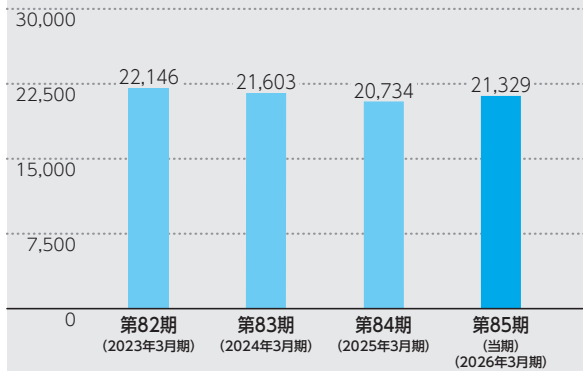
売上高につきましては、特に第2四半期（2025年7月1日～9月30日）における売上高が前年同期を大きく上回った結果、連結売上高は前年同期比2.9%増の213億29百万円（前年同期売上高207億34百万円）となりました。

損益面につきましては、放送システムのIP対応製品開発や次世代技術の獲得に向けた研究開発に伴い、販売費及び一般管理費が増加しましたが、増収に加え売上総利益率の改善により、売上総利益が大幅に増加した結果、営業利益は前年同期比1億52百万円増の4億7百万円（前年同期営業利益2億54百万円）となりました。

経常利益は3億58百万円（前年同期経常利益2億90百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は、2026年5月14日に公表しました「法人税等調整額の計上および2026年3月期通期業績予想と実績値との差異に関するお知らせ」に記載のとおり、繰延税金資産の計上に伴い法人税等調整額を計上したこともあり、3億76百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益2億35百万円）となりました。

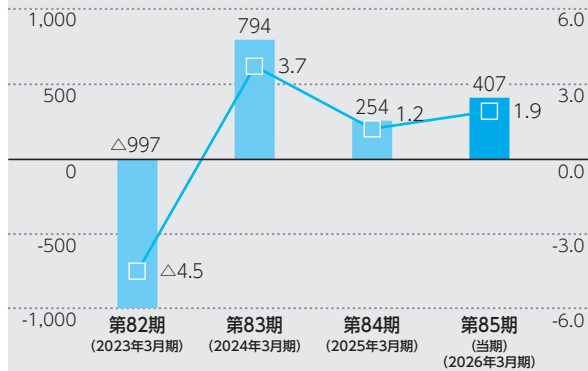
業績推移

◇売上高
21,329百万円
前期比(増減率) 2.9%

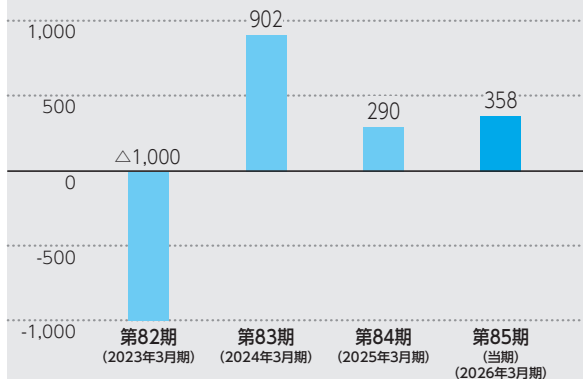


◇営業利益又は営業損失
407百万円
前期比(増減率) 59.9%

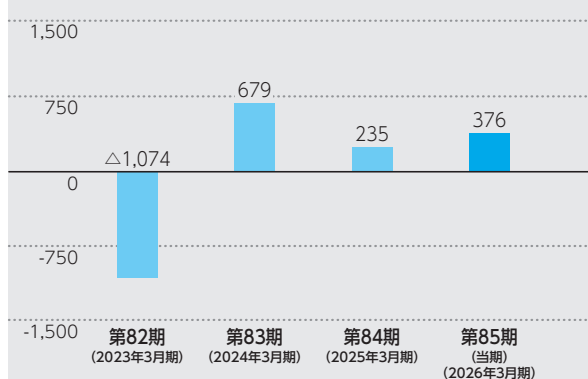
◇売上高営業利益率
1.9%
前期比(増減) 0.7ポイント



◇経常利益又は経常損失
358百万円
前期比(増減率) 23.1%



◇親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失
376百万円
前期比(増減率) 59.5%



・所在地別セグメントの状況

【日本】

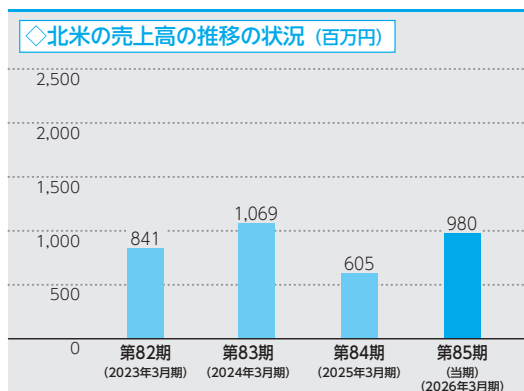
国内における放送システム事業につきましては、放送局向けのスタジオカメラや中継車搭載用カメラの販売が堅調に推移しました。また、公営競技市場や放送局において放送システムの大型案件を複数納入したほか、放送局やプロダクション向け中継車システムの納入も増加しました。さらに、官公庁向けを中心にヘリコプター電送システムや受信基地局設備の納入が大幅に伸長した結果、売上高は前年同期を大きく上回りました。

産業システム事業につきましては、メディカル事業で医療用モニターの販売は増加しましたが、病院の経営状況悪化の影響による需要の先送りを背景に、医療用カメラの販売が低調に推移しました。セキュリティ事業では、プラント市場向け監視カメラシステムや鉄道市場向け車掌用・運転士用ITVシステムの販売が堅調に推移したほか、防衛省をはじめとする官公庁向け大型案件の納入が寄与しました。検査装置事業では、医薬市場向けの錠剤検査装置や錠剤印刷装置の販売は順調に推移し、前年同期に大型案件の納入により売上が伸長した産業市場向けの販売は例年並みとなりました。

この結果、産業システム事業全体の売上高は前年同期を下回りました。

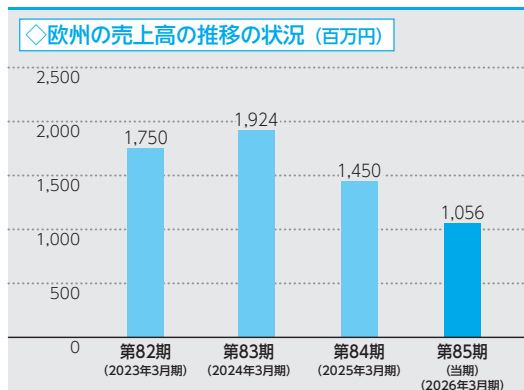
【北米】

北米地域におきましては、放送カメラの販売が放送局やプロダクション、学校施設向けに大きく増加し、セキュリティカメラの販売も堅調に推移しました。加えて、医療用カメラの大型案件により新規OEM先への納入実績が拡大したことも寄与し、売上高は前年同期を上回る9億80百万円（前年同期売上高6億5百万円）となりました。



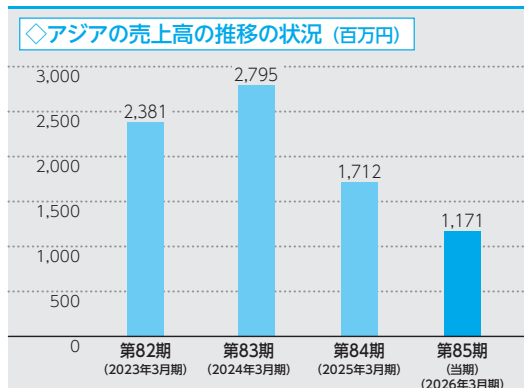
【欧州】

欧州地域におきましては、放送カメラの販売は中東地域におけるスポーツ市場向けの大型案件等の納入がありましたが、受注予定案件の一部において受注が後ろ倒しとなりました。また、医療用カメラは顕微鏡OEM先を中心とした需要低迷に加え新規OEM先での計画遅延の影響により販売が減少したことから、売上高は前年同期を下回る10億56百万円（前年同期売上高14億50百万円）となりました。



【アジア】

アジア地域におきましては、前年同期に大型案件により販売台数を伸ばした放送カメラは、東アジア、中央アジアおよび東南アジア地域の放送局やプロダクション向けに複数の案件を納入したものの、売上は例年並みに推移しました。また、東アジア地域におけるシート表面検査装置の納入が寄与しました。一方で、中国市場では医療用モニターの販売が増加したものの、年度を通じて中国国内の景気停滞やOEM先での在庫調整の影響を受け、医療用カメラの販売が減少したことから、売上高は前年同期を下回る11億71百万円（前年同期売上高17億12百万円）となりました。



(2) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 82 期 (2023年3月期)	第 83 期 (2024年3月期)	第 84 期 (2025年3月期)	第 85 期(当期) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	22,146	21,603	20,734	21,329
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	△ 997	794	254	407
売上高営業利益率 (%)	△ 4.5	3.7	1.2	1.9
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△ 1,000	902	290	358
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△ 1,074	679	235	376
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△ 167.96	106.15	36.82	58.69
総 資 産 (百万円)	28,961	30,613	28,841	29,917
純 資 産 (百万円)	12,710	13,687	13,657	14,302
自 己 資 本 比 率 (%)	43.9	44.7	47.4	47.8
営 業 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	△ 1,187	2,955	△ 3,525	1,523
投 資 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	△ 335	△ 778	△ 527	△ 991
財 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	272	△ 246	1,105	△ 191
現 金 及 び 現 金 同等物の期末残高 (百万円)	4,483	6,534	3,584	3,990

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 82 期 (2023年 3 月期)	第 83 期 (2024年 3 月期)	第 84 期 (2025年 3 月期)	第 85 期(当期) (2026年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	20,263	19,776	18,998	19,611
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	△ 1,043	624	332	533
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△ 957	837	408	547
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△ 1,008	653	193	595
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△ 157.61	102.13	30.12	92.87
総 資 産 (百万円)	28,419	29,419	27,768	28,753
純 資 産 (百万円)	12,140	12,818	12,763	13,316

(3) 資本政策

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な責務であるという認識のもと、収益の状況や経営環境に対応した安定配当の継続を基本とし、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案し、配当を行うことを基本としています。

当社グループの今期の業績は、国内において、産業システム事業は前年同期の実績を下回りましたが、放送システム事業で放送局や公営競技市場向けにカメラシステムや放送システムの販売が堅調に推移するとともに、官公庁向けヘリコプター電送システムの販売が大幅に伸長するなど、前年同期の売上高を上回りました。しかしながら海外では、北米市場で売上を伸ばしましたが、欧州地域での医療用カメラの需要低迷や、中国市場での景気停滞やOEM先での在庫調整の影響を受け、医療用カメラの販売が減少するなど、アジア地域でも売上が低調に推移したことにより、売上高につきましては当初の予想を若干下回る結果となりました。

損益面につきましては、売上総利益率の改善により、売上総利益が大幅に増加したことや、繰延税金資産の計上に伴い法人税等調整額を計上したこともあり、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに当初の予想を上回る結果となりました。

このような状況を踏まえ、当期におきましては、期初の予想のとおり期末配当として1株当たり15円の配当を実施することといたしました。

◇利益還元状況の推移

区 分	第 82 期 (2023年 3 月期)	第 83 期 (2024年 3 月期)	第 84 期 (2025年 3 月期)	第 85 期(当期) (2026年 3 月期)
1 株当たり年間配当額 (円)	10	30	12	15
年 間 配 当 額 (百万円)	63	192	76	96
連 結 配 当 性 向 (%)	—	28.3	32.6	25.6

* 当社は、剰余金の配当の決定につきましては、迅速な配当金のお支払を目的に取締役会決議で行うことを定款第39条に定めています。

* 第82期は親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスのため連結配当性向を表示していません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において、生産性の向上、合理化および製品の信頼性向上のための投資を行っており、総額12億32百万円の設備投資を実施しました。

このうち主なものは、当期中に完成したシステムセンター新棟10億42百万円であります。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする総額40億円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約（2026年3月23日締結）において、34億円の借り入れをしています。

また、運転資金として株式会社三井住友銀行より長期借入金7億円を、株式会社三菱UFJ銀行より長期借入金5億円を、株式会社横浜銀行より長期借入金4億円を、三井住友信託銀行株式会社より長期借入金1億円を調達しました。

さらに、システムセンター新棟（神奈川県藤沢市）建設のための設備資金として株式会社三井住友銀行より長期借入金5億円を、株式会社三菱UFJ銀行より短期借入金4億円を、株式会社横浜銀行より短期借入金1億円を調達しました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、社会における当社グループのパーパス（社会的存在意義）を『「技術」のチカラで、あなたをしあわせに。』と定め、「卓越した技術と匠の技で社会が求める新たな価値を創造し、持続可能な社会インフラ構築の一翼を担い、広く世の中に貢献し、社会から必要とされる企業であり続ける。」ことを目指してまいります。

そして、創立80周年を機に、創業理念「技術の向上、開発へのたゆまざる意欲と不屈の精神を支えとし、使って喜ばれる製品を作り出し、世の中に寄与してゆく。その実現に向け、常に努力し、責任を以て事に当たる社員を育てる。」に立ち返り、Ikegamiのコア技術であるIP&T（撮像・画像処理・伝送技術）の更なる高度化と、全社一体での顧客価値創造と社会への貢献に努め、以下に掲げる中長期的な成長戦略を確実に達成することで対処すべき課題を解決し、更なる事業の発展と企業価値の向上を図ってまいります。

- ① 産業システム事業の注力事業領域への成長・拡大戦略と放送システム事業の安定的事業規模の維持・確保に向けた戦略を推進し、更なる売上高の拡大と利益の増出を目指す。
- ② コア技術の進化と深耕、外部リソースの有効活用・アライアンス、さらにはM&Aも視野に、既存事業のバリューアップと事業領域の更なる拡大を推進する。
- ③ 成長戦略推進のための人材および成長事業への積極的な投資を実現する。
- ④ 地政学的リスクへ対応するため、サプライチェーンの多様化を推進する。
- ⑤ ESG経営の推進により、企業価値の向上と持続的な成長・発展を追求する。

各事業の取組むべき具体的な事業戦略は以下のとおりです。

◆産業システム事業

➤ SS（セキュリティソリューション事業）

高収益市場である「安全保障（防衛・公共）」「安心安全（鉄道・流通）」「環境（プラント）」へ注力し、売上高規模の拡大と利益増出に取組む。

特に、防衛市場を最注力領域として、防衛市場向けの研究開発・販売を強化し、売上規模の更なる拡大を目指す。また、鉄道市場におけるワンマン運転の拡大や省力化ニーズに対応し、Ikegamiの映像技術を活用したソリューションの提供を通じて、プラットフォームの安全性向上と鉄道運行現場の負担軽減を目指す。

➤ IS（インспекションソリューション事業）

医薬市場においては、ソリューション営業力強化により、ジェネリック医薬品の使用促進や安定供給に向けた生産効率化および品質向上の需要を確実に取り込む。さらには労働人口の減少に伴う検査の自動化ニーズの高まりを背景に、新たな市場の開拓にも注力し、事業拡大を目指す。

➤ MS（メディカルソリューション事業）

画像処理技術の高度化および差異化機能の開発を通じて、医療用カメラの更新需要の促進と新たな需要の喚起を図るとともに、昨年度参入を果たした新たな医療分野における事業拡大を目指す。主力の海外OEM事業については、ヨーロッパ市場における既存顧客との関係深化および取引拡大を図るとともに、北米市場の開拓ならびにインド太平洋地域における医療機器市場の成長を見据えた新規顧客・新規案件の獲得を目指す。

◆放送システム事業

- MoIPに対応したトータルシステムソリューション「ignis mc」と「ignis mp」の開発を強化・推進するとともに、次世代新技術の習得・活用による放送システムの高度化に取り組むことで、お客様の更新需要を確実に取り込み、全社の基盤事業として事業の安定化を確立する。また、コアコンピタンスであるSI（システムインテグレーション）力を活かし、放送局市場以外への事業拡大を図る。
- 海外市場においては、エリアマーケティング戦略を強化・推進し、次世代4KカメラシステムやMoIP製品の販売促進により、シェア拡大と事業の安定化を図る。

なお、2027年3月期の見通しにつきましては、中東情勢をはじめとする地政学的リスクを注視する必要があるほか、金融資本市場の変動や米国の通商政策をめぐる動向による影響等にも引き続き留意が必要な状況です。

当社グループを取り巻く事業環境としましては、想定外の中東情勢の緊迫化等の地政学的リスクに伴う、当期まで好調に推移していた中東ビジネスへの懸念、および原材料価格の高騰や供給制限による調達への影響等が想定されます。また、客先における設備投資計画の一巡を背景に、2027年3月期は大型案件の計上が限定的となるものと推定されます。

一方、2028年3月期以降につきましては大型更新案件等の具体化が見込まれており、業績の本格的な拡大につながるものと考えております。

■2027年3月期（2026年4月～2027年3月）通期連結業績予想

売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	親会社株主に帰属する 当期純利益	1 株当たり 当期純利益
百万円 21,000	百万円 300	百万円 100	百万円 500	円 77.94

なお、配当につきましては、期末配当として1株当たり15円(配当性向19.3%)を予想しております。
株主の皆様におかれましては、よろしくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

区 分		主要製品
放送システム事業		放送用カメラシステム、放送用モニター、映像制作・送出システム、映像伝送システム、中継車システム他
産業システム事業	メディカルソリューション事業	医療用カメラシステム、医療用モニター他
	インスペクションソリューション事業	錠剤外観検査装置、錠剤印刷装置、粉体検査装置、シート表面検査装置、他各種検査装置
	セキュリティソリューション事業	監視カメラシステム・モニター他

(8) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	事 業 内 容
Ikegami Electronics(U.S.A.),Inc.	千米ドル 48,000	% 100	情報通信機器の販売、サービス
Ikegami Electronics(Europe) GmbH	千ユーロ 9,203	% 100	情報通信機器の販売、サービス
株式会社テクノイケガミ	百万円 100	% 100	情報通信機器のサービス、生産

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な拠点

本社所在地：東京都大田区池上五丁目6番16号

	名 称	所 在 地
国内営業拠点	営業・マーケティング本部	東京都大田区
	大阪支店	大阪府吹田市
	名古屋支店	愛知県名古屋市名東区
	九州支店	福岡県福岡市博多区
	札幌営業所	北海道札幌市中央区
	仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区
海外営業拠点	Ikegami Electronics(U.S.A.),Inc.	アメリカ マウワ
	Ikegami Electronics(Europe)GmbH	ドイツ ノイス
	Ikegami Electronics Asia Pacific Pte.Ltd.	シンガポール タンピネス
生産拠点	システムセンター	神奈川県藤沢市
	プロダクトセンター	栃木県宇都宮市
サービス・生産拠点	株式会社テクノイケガミ	神奈川県川崎市 栃木県宇都宮市（プロダクトセンター内）

(10) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
774名	38（減）名

（注） 上記には臨時従業員は含まれていません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
630名	25（減）名	46.7歳	21.3年

（注） 上記には子会社への出向者および臨時従業員は含まれていません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社 三井住友銀行	4,600 百万円
株式会社 横浜銀行	2,573
株式会社 三菱UFJ銀行	1,583
三井住友信託銀行株式会社	593

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

20,000,000株

発行済株式の総数

7,285,746株

(うち自己株式870,933株)

(2) 株主数

7,677名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	株式数	持株比率
合同会社 セン ス	307 千株	4.79 %
INTERACTIVE BROKERS LLC	266	4.15
池上通信機従業員持株会	255	3.98
池上通信機取引先持株会	210	3.29
豊 嶋 唯 充	169	2.64
島 根 良 明	116	1.81
本 間 常 夫	101	1.59
松 下 彰 利	101	1.58
豊 嶋 精 密 工 業 株 式 会 社	95	1.48
電 気 興 業 株 式 会 社	70	1.10

（注） 持株比率は自己株式（870,933株）を控除して計算しています。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	5,500 株	5 名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2026年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
清 森 洋 祐	代 表 取 締 役 社 長	最高経営責任者
青 木 隆 明	取 締 役	社長補佐 総務、法務、人事、経理、情報システム、DX推進、ESG経営推進担当 専務執行役員 経営管理本部長
小 島 睦	取 締 役	技術・開発・知的財産戦略、生産・調達担当 常務執行役員 システムセンター担当
篠 田 広 司	取 締 役	営業・マーケティング、CS推進担当、 上席執行役員 営業・マーケティング本部長
荒 川 潤	取 締 役	経営戦略、IR、広報、秘書担当 上席執行役員 社長室長
永 井 研 二	社 外 取 締 役	
薄 田 賢 二	社 外 取 締 役	
安 田 明 代	社 外 取 締 役	寺本法律会計事務所弁護士（パートナー）
秋 津 勝 彦	社 外 取 締 役	
小 原 信 恒	常 勤 監 査 役	
渡 辺 敏 治	社 外 監 査 役	
川 口 潮	社 外 監 査 役	

- (注) 1. 取締役 永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏は、東京証券取引所、有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
3. 監査役 渡辺敏治および川口潮の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 監査役 渡辺敏治および川口潮の両氏は、東京証券取引所、有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。

5. 小原信恒氏は長年にわたり当社経理部門で経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 当社は執行役員制度を採用しています。2026年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
専 務 執 行 役 員	青 木 隆 明	経営管理本部長
常 務 執 行 役 員	小 島 睦	システムセンター担当
常 務 執 行 役 員	田 村 公 広	イメージプロセスソリューション事業推進担当
常 務 執 行 役 員	北 田 初 夫	インスペクションソリューション事業推進担当
上 席 執 行 役 員	篠 田 広 司	営業・マーケティング本部長
上 席 執 行 役 員	荒 川 潤	社長室長
上 席 執 行 役 員	大 熊 正 好	シニアフェロー統括技師長
上 席 執 行 役 員	宮 内 博 紀	シニアフェロー統括技師長 兼 技術統括室長
上 席 執 行 役 員	津 川 真 一	イメージプロセスソリューション事業統括責任者
執 行 役 員	秋 山 正 之	システムセンター長
執 行 役 員	日 置 信 広	プロダクトセンター長
執 行 役 員	古 川 清	調達センター長
執 行 役 員	山 本 未 恵	経営管理本部副本部長 兼 経理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた当

該損害は填補されない等の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 当該方針の決定の方法

当該方針は社外取締役、社外監査役を含む全役員による十分な協議を重ね、取締役会の決議により決定したものです。

(b) 当該方針の概要

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社内取締役の報酬は、取締役としての職務に対する固定的な報酬となる基本報酬と、単年度業績に連動した賞与、3カ年中期経営計画に連動した中長期業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬で構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、取締役としての職務に対する月例の固定的な報酬とし、上場会社の多くが参加する役員報酬に関する調査結果のうち当社と売上高が同規模の会社の平均値をベンチマークし他社水準を認識したうえで、役位、職責、業績、従業員給与の水準を考慮し、取締役会で決定するものとする。

(iii) 業績連動報酬（金銭報酬）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、単年度業績に基づき変動する賞与と、3カ年中期経営計画に連動した中長期業績連動報酬とし、取締役の士気、意欲向上を促進する目的で、社外取締役を除く全ての取締役に対して、賞与は毎年一定の時期に、中長期業績連動報酬は3カ年中期経営計画最終年度終了後に支給する。

報酬算定に係る指標は、単年度業績賞与については、全社業績指標と取締役ごとの個人業績指標を設定し、役位ごとに全社業績、個人業績のウェイト配分を設定するものと、中長期

業績連動報酬については、3カ年中期経営計画最終年度の連結営業利益とし、それぞれ、目標値に対する達成の状況に応じ支給額を決定するものとする。

なお、単年度業績賞与の支給額算定に係る指標およびウエイト並びに各業績連動報酬の支給額については、社外取締役および社外監査役が協議し、その結果を取締役会に答申するプロセスを経たうえで、取締役会で決定するものとする。

- (iv) 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

譲渡制限付株式報酬は、社外取締役を除く全ての取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給し、対象取締役は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。

なお、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会での決議により、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権は年額3,000万円以内、発行または処分される当社の普通株式は年10,000株以内、譲渡制限期間は3年間から5年間までの間とされている。具体的な割当株式数および譲渡制限期間については、下表のとおりとする。なお、対象取締役に支給する金銭報酬債権額については、株式割当決議日の前日の東証終値を適用株価として算出する。また、割り当てられた株式は、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理するものとする。

譲渡制限付株式の割当に当たっての詳細については、対象取締役との間で締結する「譲渡制限付株式割当契約書」に基づくものとする。

項 目		内 容				
1	譲渡制限期間	3年				
2	役位ごとの付与株式数	社長	副社長	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員	取締役 上席執行役員
		1,600	1,200	1,100	1,000	900
3	付与時の適用株価	株式割当決議日の前日の東証終値				

- (v) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の種類別の報酬割合については、上場会社の多くが参加する役員報酬に関する調査結果のうち当社と売上高が同規模の会社をベンチマークとして、2019年5月9日開催の取締役会で決議された「取締役の新報酬制度」に基づき、取締役ごとに概ね基本報酬：業績

連動報酬：譲渡制限付株式報酬＝５：４：１とする。（業績連動報酬が最大値の場合）。

なお、取締役会は、社外取締役、社外監査役も含めた協議の結果を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

(c)取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役、社外監査役も含めた協議の結果を尊重し、取締役会において決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役会および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会において年額3億8,000万円以内（うち、社外取締役年額3,000万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額3,000万円以内、株式の上限を年10,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第74回定時株主総会において年額6,000万円以内（うち、社外監査役年額1,500万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	167 (21)	145 (21)	18 (－)	3 (－)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	24 (10)	24 (10)	(－) (－)	(－) (－)	3 (2)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
3. 取締役には2025年6月退任の2名を含んでおり、業績連動報酬は退任者を含む6名に対して計上した役員賞与引当額です。
4. 譲渡制限付株式報酬は当事業年度に係る費用計上額です。

(5) 業績連動報酬に関する事項

取締役の士気、意欲向上を促進する目的で、社外取締役を除く全ての取締役に対して業績連動報酬と

して単年度業績に基づき変動する賞与を支給しています。

業績連動報酬賞与額の算定に係る指標につきましては、全社業績指標は連結営業利益額と連結売上高とし、個人業績指標は取締役ごとに設定しております。

当該指標を上記に設定した理由は、事業活動の成果である連結営業利益目標と連結売上高目標を達成するための士気、意欲の向上と、担当する業務に対する責任と成果を明確にするためであります。

業績連動報酬賞与額の算定方法は、全社業績と個人業績のウェイトを役位に応じて設定・配分し、各指標に対する達成率を算定係数に換算し、基本賞与額に乗ずることで支給額の算定を行います。

なお、各指標に対する達成度の評価と支給額の決定につきましては、社外取締役、社外監査役の同意のもと、取締役会で決定しています。

全社業績指標として設定した連結営業利益の当事業年度での実績は営業利益 4 億 7 百万円、連結売上高の当事業年度での実績は 213 億 29 百万円でありました。

(6) 非金銭報酬等の内容

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を高めるため、譲渡制限付株式報酬として自社株式を交付しております。

当該株式報酬の内容については、「(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等①(b)(iv)」の記載のとおりです。また、交付状況については「2. 会社の株式に関する事項(4)」の記載のとおりです。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

社外取締役安田明代氏の兼職先である寺本法律会計事務所と当社の間に、開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活動状況
社 外 取 締 役 独 立 役 員	永 井 研 二	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、経営者としての豊富な経験に基づきコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め経営全般に対する提言に加え、放送関連技術に関する幅広い知見を活かし技術力強化の取組みへの助言など、当社の更なる企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。 また、社外役員より上申される取締役会議案では、社外役員の代表として社外役員ミーティングでの議論の経緯、ポイントを説明する役割を担うなど、社外役員の相互コミュニケーションを深めるとともに、取締役会の議論の活性化に取り組んでおります。
社 外 取 締 役 独 立 役 員	薄 田 賢 二	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、機械メーカーの経営者としての豊富な経験をもとにコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社の更なる企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。特に、経営企画に関する幅広い知見を活かし、当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けた的確な助言を行っております。 また、社外役員のみで構成する社外役員ミーティングでは、取締役の業績連動報酬に係る指標、取締役会の実効性評価に関する分析、審議において、自身の経験を踏まえた客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役会においても意思決定の適正性を確保するため必要な発言を積極的に行っております。
社 外 取 締 役 独 立 役 員	安 田 明 代	当事業年度に開催された14回の取締役会のうち計13回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地より、特にコンプライアンス遵守やコーポレート・ガバナンスの強化を中心に、当社の企業価値向上へ向けた経営課題について指摘、助言を行っております。 また、取締役会はもとより社外役員のみで構成する社外役員ミーティングにおいても、取締役の業績連動報酬に係る指標、取締役会の実効性評価に関する分析、審議に対し、法曹としての視点から客観的かつ的確な指摘や意見を述べるなど、取締役会の議論の活性化に貢献しております。

地 位	氏 名	活動状況
社 外 取 締 役 独 立 役 員	秋 津 勝 彦	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、電気機器メーカーの経営者としての豊富な経験と知見を活かし、コーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社の更なる企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。特に、経営企画に関する幅広い知見を活かし、当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けて忌憚のない意見を表明するなど、取締役会の議論の活性化に取り組んでおります。 また、社外役員のみで構成する社外役員ミーティングでは、取締役の業績連動報酬に係る指標、取締役会の実効性評価に関する分析、審議において、自身の経験を踏まえた客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役会においても意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役 独 立 役 員	渡 辺 敏 治	当事業年度に開催された13回の監査役会全てに出席するとともに、当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、他社での経営者および社外監査役の経験と幅広い知見を活かし、監査役会および取締役会において数々の実務提言を行っております。
社 外 監 査 役 独 立 役 員	川 口 潮	当事業年度に開催された13回の監査役会全てに出席するとともに、当事業年度に開催された14回の取締役会のうち計13回に出席し、他社での経営者並びに社外監査役としての経験と幅広い知見を活かし、監査役会および取締役会において適切な指摘、提言を行っております。

永井研二、薄田賢二、安田明代、秋津勝彦、渡辺敏治および川口潮の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる属性等を有していない独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たした独立役員です。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,577	流 動 負 債	11,067
現 金 及 び 預 金	4,669	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,448
受 取 手 形	28	電 子 記 録 債 務 金	607
売 掛 金	7,383	短 期 借 入 金	3,900
契 約 資 産	7	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,834
電 子 記 録 債 権	587	リ ー ス 債 務	184
商 品 及 び 製 品	904	未 払 法 人 税 等	207
仕 掛 品	5,317	契 約 負 債	1,456
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,492	賞 与 引 当 金	558
未 収 還 付 法 人 税 等	50	役 員 賞 与 引 当 金	28
そ の 他	158	製 品 保 証 引 当 金	72
貸 倒 引 当 金	△ 21	未 業 外 電 子 記 録 債 務	237
固 定 資 産	6,340	未 払 消 費 税 等	11
有 形 固 定 資 産	5,288	そ の 他	140
建 物	2,401	固 定 負 債	4,547
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	212	長 期 借 入 金	3,616
工 具、器 具 及 び 備 品	171	リ ー ス 債 務	513
土 地	1,825	長 期 未 払 金	79
リ ー ス 資 産	607	退 職 給 付 に 係 る 負 債	313
建 設 仮 勘 定	69	資 産 除 去 債 務	24
無 形 固 定 資 産	188	負 債 合 計	15,615
投 資 そ の 他 の 資 産	863	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	451	株 主 資 本	14,453
繰 延 税 金 資 産	159	資 本	7,000
そ の 他	311	資 本 剰 余 金	4,459
貸 倒 引 当 金	△ 60	利 益 剰 余 金	3,886
資 産 合 計	29,917	自 己 株 式	△ 892
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△ 150
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	147
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 358
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	60
		純 資 産 合 計	14,302
		負 債 純 資 産 合 計	29,917

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売 上	高				21,329
売 上 原 価	価				14,814
売 上 総 利 益	益				6,514
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費				6,107
営 業 利 益	益				407
営 業 外 収 益	益				
受 取 利 息	息	21			
受 取 配 当 金	金	10			
為 替 差 益	益	60			
雑 収 入	入	37			129
営 業 外 費 用	用				
支 払 利 息	息	114			
支 払 手 数 料	料	53			
雑 損 失	失	10			178
経 常 利 益	益				358
特 別 利 益	益				
固 定 資 産 売 却 益	益	0			0
特 別 損 失	失				
固 定 資 産 除 却 損	損	1			
減 損 損 失	失	20			21
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	益				336
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		150			
法 人 税 等 調 整 額		△ 190			△ 40
当 期 純 利 益	益				376
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					376

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,000	4,461	3,587	△ 897	14,151
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 76		△ 76
親会社株主に帰属する当期純利益			376		376
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分		△ 2		5	3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△ 2	299	5	302
当 期 末 残 高	7,000	4,459	3,886	△ 892	14,453

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	116	△ 662	53	△ 493	13,657
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 76
親会社株主に帰属する当期純利益					376
自 己 株 式 の 取 得					△ 0
自 己 株 式 の 処 分					3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	31	303	6	342	342
当 期 変 動 額 合 計	31	303	6	342	644
当 期 末 残 高	147	△ 358	60	△ 150	14,302

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目		金 額		科 目		金 額	
流 動 資 産		21,211		流 動 負 債		10,905	
現金及び預金		3,197		支払手形		110	
現受取手形		28		電 子 記 録 債 務 金		607	
電子記録債権		536		買 入 掛 借 金		1,388	
売却約掛資産		7,110		短期借入金		3,900	
商品及び製品		7		1年内返済予定の長期借入金		1,834	
仕掛品		524		リース債権		170	
原材料及び貯蔵品		5,240		未払金		211	
前払費用		4,155		未払法人税等		153	
前払費用		24		未払法人税等		206	
短期貸付金		63		預り金		1,448	
未収金		211		賞与引当金		30	
未収法人税		80		役員賞与引当金		484	
未収法人税		1		員外電証記録債権		26	
貸倒引当金		33		営業外消費税		67	
固定資産		△ 2		未払の負債		11	
有形固定資産		7,541		固定負債		134	
建物		4,689		長期借入金		4,530	
機械装置及び運搬用具		2,104		長期未払引当金		3,616	
工具、器具及び備品		212		退職給付引当金		461	
土地		144		資産除去債		79	
建物		1,608		負債合計		24	
無形固定資産		549				15,436	
ソフトウェア		69		純 資 産 の 部			
その他の資産		177		株 主 資 本		13,168	
投資その他の資産		112		資本		7,000	
投資関係会社出資		64		資本剰余金		4,459	
関係会社及び保証		2,674		その他の資本剰余金		1,347	
敷金延税収入金		436		利益剰余金		3,111	
長期未払費用		371		繰越利益剰余金		2,601	
貸倒引当金		1,685		自己株式		164	
		40		評価・換算差額等		2,437	
		127		その他の有価証券評価差額金		2,437	
		46				△ 892	
		1		純 資 産 合 計		147	
		26		負債純資産合計		147	
		△ 60				13,316	
資 産 合 計		28,753		負債純資産合計		28,753	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売 上	高 価				19,611
売 上 原 価	価 値				14,219
売 上 総 利 益	益				5,391
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費				4,858
営 業 利 益	益				533
営 業 外 収 益	益				
受 取 利 息	息	3			
受 取 配 当 金	金	10			
為 替 差 益	益	75			
関 係 会 社 業 務 支 援 料	料	38			
不 動 産 賃 貸 料	料	28			
雑 収 入	入	39			196
営 業 外 費 用	用				
支 払 利 息	息	113			
不 動 産 賃 貸 原 価	価	4			
支 払 手 数 料	料	53			
雑 損 失	失	10			182
経 常 利 益	益				547
特 別 利 益	益				
固 定 資 産 売 却 益	益	0			0
特 別 損 失	失				
固 定 資 産 除 却 損	損	1			1
税 引 前 当 期 純 利 益	益				546
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	税	146			
法 人 税 等 調 整 額	額	△ 195			△ 48
当 期 純 利 益	益				595

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	7,000	1,347	3,113	4,461	156	1,926	2,082	△ 897	12,647
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					7	△ 84	△ 76		△ 76
当 期 純 利 益						595	595		595
自 己 株 式 の 取 得								△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分			△ 2	△ 2				5	3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△ 2	△ 2	7	510	518	5	521
当 期 末 残 高	7,000	1,347	3,111	4,459	164	2,437	2,601	△ 892	13,168

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	116	116	12,763
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△ 76
当 期 純 利 益			595
自 己 株 式 の 取 得			△ 0
自 己 株 式 の 処 分			3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	31	31	31
当 期 変 動 額 合 計	31	31	553
当 期 末 残 高	147	147	13,316

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

東光有限責任監査法人

東京都新宿区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 大 吾

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、池上通信機株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、池上通信機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表（その他の注記）に記載されているとおり、会社は、2025年9月17日開催の取締役会において、固定資産の譲渡を決議し、2025年9月29日付で固定資産の譲渡契約を締結した。
2. 連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2026年5月14日開催の取締役会において、固定資産の譲渡に係る買換え資産の圧縮記帳の実施を決議した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

東光有限責任監査法人

東京都新宿区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 加藤 大 吾
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 川 治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、池上通信機株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 個別注記表（その他の注記）に記載されているとおり、会社は、2025年9月17日開催の取締役会において、固定資産の譲渡を決議し、2025年9月29日付で固定資産の譲渡契約を締結した。
2. 個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2026年5月14日開催の取締役会において、固定資産の譲渡に係る買換え資産の圧縮記帳の実施を決議した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また東光有限責任監査法人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東光有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

池上通信機株式会社 監査役会

常勤監査役	小 原 信 恒	㊞
社外監査役	渡 辺 敏 治	㊞
社外監査役	川 口 潮	㊞

以 上

